

publicity magazine  
by Chiba Federation of Small Business Associations

# Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

# 中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

いすみ鉄道：大多喜駅（夷隅郡大多喜町）

## Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 青年中央会創立30周年記念式典
- 特集 **4** 官公需施策と適格組合
- 施策 **6** 「中小ものづくり高度化法」に基づく支援策
- 組合Q&A **8** 組合員の加入・脱退
- 視点 **10** 従業員満足～破綻企業にならないために～
- ご案内 **12** 千葉県の短期運転資金
- 連携リーダー **13** 千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会
- 景況 **14** 情報連絡員報告（10月）
- お知らせ **15** 65歳までの雇用確保措置を

# 2006

# 12

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

## 組合管理者研修会

本会は11月2日、千葉市内において、組合管理者研修会を開催した。

全国中央会の政策推進部中澤主幹より今年5月に施行された整備法と、来年4月に施行される改正組合法についての説明があり、続いて公認会計士の高木清先生により組合法改正と税制改正に伴う決算手続きの留意点についての講義があった。

## 人事・労務管理者等研修会

本会は野田工業団地(協)、柏市工業団地(協)、流山工業団地(協)と共催で11月7日、流山市において、人事・労務管理者等研修会を開催した。

これは若年者の職場定着を支援する目的で開かれたもので、(財)生涯学習開発財団認定コーチ寺田由美氏をお招きし、コミュニケーションの基本からコーチング、さらには承認のスキル等について、実習やグループ学習等多様な講義方法により行われた。

## 連携組織推進懇談会

本会は11月10日東金市において、連携組織推進懇談会を開催した。

これは、中小企業の組合制度について、組合の種類、組合事例、設立手続き、中小企業施策等を本会の指導員が山武地区の市町や商工会、商工会議所の商工担当者に対して説明し、併せて千葉県木材市場(協)中村正明相談役に組合の概要とその設立効果をお話いただき、中小企業の連携組織の啓蒙普及を図った。

また、16日には木更津市においても君津地区を対象に同懇談会を開催し木更津本町商店街(振)の梶純造理事長が組合の概要と設立の効果を紹介した。

## 中小企業新連携推進県大会

本会は千葉県異業種交流融合化協議会、(財)中小企業異業種交流財団、(独)雇用・能力開発機構千葉センターと共催で、11月15日に中小企業新連携推進県大会を開催した。

はじめに、流山工業団地(協)の池森政治副理事長(株)ファンケル美健相談役)の「集団化事業を通じたブランド確立、そして飛躍の時へ」と題した基調講演があり、集団化事業による連携の力を強調された。

続いて分科会形式のパネルディスカッションが行われ「企業間連携」分科会では横浜市立大学柳沢剛国際総合科学部非常勤講師が「経営革新」分科会では静岡文化芸術大学坂本光司文化政策学部大学院教授がコーディネーターになって進められた。その後分科会ごとに異業種交流融合化の活動事例について①水に関するグループ研究会②農業交流研究会③IT活用経営研究会から発表があった。

一方、大会会場の一角に「PR関連資料コーナー」が設けられ、参加企業からの見本品、リーフレットなどのアドバタイジンググッズが展示され関心を集めていた。

## 青年中央会創立30周年記念式典

千葉県中小企業団体青年中央会(佐久間厚尚代表幹事)は11月22日千葉市内において創立30周年記

念式典を開催した。

青年中央会は昭和51年に次代を担う青年経営者の育成と会員相互の研鑽を図るために本会の青年部として結成され、その後組織の拡充強化と自主的な運営を目指して昭和62年に改組され、これまでに様々な活動を通じて多くの組合指導者を輩出してきた。

式典は(株)千葉ロッテマリーンズ球団代表の瀬戸山隆三氏の「地域密着型の球団経営と経営戦略」と題する基調講演、式典、パーティーが行われ、式典において藤田孝一氏(千葉市工業センター(協))飯田俊夫氏(千葉県資源リサイクル事業(協連))高橋功氏(協)船橋トラックセンター(協)等歴代の正副代表幹事17名に感謝状が贈られた。

## 「千葉のちから」中小企業(千葉県知事表彰)

11月22日、積極的な事業展開による地域経済活性化への貢献やさまざまな取り組みで地域貢献を続けてきた中小企業や商店街が千葉県知事から表彰された。そのうち、本会が推薦して受賞したのは次のとおり。

## 【中小企業表彰】

- ▼横尾電設(株)(千葉県電気工事工業組合)
- ▼(株)サツキ製作所(ちば・ロボ融合化事業(協))
- ▼福井電化工業(株)(千葉県鍍金工業組合)
- ▼(株)マイクロテック・ニチオン(千葉県異業種交流融合化協議会)
- ▼(株)ラインワークス(協)
- ▼ロボット・コントロール・システム千葉)

## 【商店街表彰】

- ▼(振興)柏二番街商店会
- ▼大原中央商店街(協)
- ▼館山銀座商店街(振興)

## 組合活性化懇談会

本会は11月29日、千葉市内において組合活性化懇談会を開催した。当日は①基調講演(新時代に対応した組合共同事業)友光俊郎中小企業診断士 ②事例発表(神子勇千葉県コンクリート製品(協)事務局長、持本靖範千葉県旅館ホテル生活衛生(同業)事務局長) ③懇談(鳥巢研二中小企業診断士が座長)があった。

# 官公需施策と組合

平成18年度下半期発注情報

## 官公需施策と組合の活用

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需」についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）が制定されている。

その官公需法の第三条には、「：国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められている。

また、毎年閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約方針」（本誌9月号参照）においては、

官公需適格組合等の活用という項目を特に設けて、

「(1)国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

特に、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用を努めるものとする。

(2)国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。」と定めている。

## 官公需適格組合の受注体制

官公需適格組合は、中小企業団体中央会の指導・支援を受けながら、組合員である中小企業者が一体となつて、受注契約を確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力等の向上と発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制を維持するための最大限の努力を払っており、これらの

組合では、共同受注規約を定め、共同受注委員会を設置して、契約案件に対する各組合員の仕事の分担と連帯責任の体制を明確にしている。

## 官公需適格組合

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持つて履行できる経営基盤が整備されていることを中小企業庁（経済産業局）が証明する制度。

この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、①組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること②官公需の受注について熱心な指導者がいること③常勤役職員が2名以上いること④共同受注委員会が設置されていること、⑤役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯して責任を負うこと⑥検査員を置くなど検査体制が確立されている等の基準を満たしているとい

うことを国が証明した組合である。

## 適格組合受注促進協議会

官公需適格組合やこれから官公需適格組合の証明を取得しようとする県内の組合が受注体制を整備し、受注能力の向上や情報交換などを通して官公需に関する諸問題を解決しようとするための組織として千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長 鹿野新一郎 浦安建設（協）理事長）が設置されており、現在の会員は次のとおり。

- 【適格組合】▼千葉県石油（協）▼浦安建設（協）▼千葉市中央塗装（協）▼成田市電設事業（協）▼松戸市印刷工業（協）▼松戸ビル管理業（協）▼千葉市書店（協）▼富津転業土木造園（協）▼浦安市書店（協）▼千葉市台帳測量（協）▼千葉県消防設備（協）▼千葉県北総生コンクリート（協）▼千葉県測量設計事業（協）▼市川市ビル管理事業（協）▼千葉県西部電気工事工業（協）▼市川市消防設備（協）▼八千代市防災設備（協）

# 特集

▼千葉県害虫防除(協)▼(協) シー・ソフトウェア▼袖ヶ浦市測量設計業(協)▼千葉県ビルメンテナンス(協)▼千葉県水道管工事(協)▼市原市一般廃棄物処理業(協業)▼柏市測量設計業(協)▼千葉県水道管整備工事業(協)▼柏市廃棄物処理業(協業)▼(協業) 銚子車検センター▼柏市再生資源事業(協業)▼市川市書店(協)▼千葉県建設防水工事業(協)▼(一般組合)▼市川市建設業(協)▼千葉県印刷団地(協)▼東金山武家具商業(協)▼千葉県化学工業薬品(協)

また、協議会はこのほど千葉県総務部管財課、商工労働部経済政策課、県土整備部建設・不動産業課に対して①官公需適格組合の積極的な活用を図るとともに官公需施策の普及に努めること②組合随意契約、少額随意契約の推進に努めること③ダンピング入札の排除措置を講ずること④分離・分割発注の推進に努めること⑤電子入札等への特段の配慮を講ずること⑥指定管理者制度の活用にあたっては官公需適格組合の活用を図ることを内容とする「官公需適格組合等への受注増大に関する要望」を提出した。

## 官公需発注情報〈平成18年度下半期〉

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表はしていません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額 (千円)
国等	警察庁 科学警察研究所	会計課 04-7135-8001	科学警察研究所冷水二次ポンプインバータ設置工事	—
	陸上自衛隊習志野駐屯地	第316会計隊 047-466-2141	習志野駐屯地空調機据付及び一次電源改修	—
	陸上自衛隊関東補給処	会計課 047-387-2171	元山宿舎等給水施設補修工事 その他の繊維製品	—
	千葉刑務所	用度課 043-231-1191	自動現像機、集塵装置	—
	市原刑務所	用度課 0436-36-2351(代表)	アミノ酸液、食塩、天切缶、醤油缶、 白塩、アルコール、大豆	2,500
	関東地方整備局 首都国道事務所	経理課 047-362-4112	事務用品	—
	日本貿易振興機構 アジア経済研究所	研究管理課 043-299-9524	清掃業務 印刷、事務用品	—
	水資源機構千葉用水総合事業所	総務課 047-483-0722	酒直機場ポンプ設備改修工事 印旛沼開発施設水管理制御設備工事	—
市町村等	市原市	契約管財課 0436-22-1111(代表)	(仮称)戸田・光風台サブコミュニティセンター新築工事 (建築本体)	—
	千葉市	契約課 043-245-5088	美浜大橋(上り線)下部工耐震補強工事  千葉市営住宅宮野木町第1団地第一期建替事業建築 主体工事(その1)  蘇我スポーツ公園区域内既存施設 除却工事(その4)	—
	我孫子市	管財課 04-7185-1695	土谷津地区道路整備工事 地番図修正業務委託 印刷	—
	富津市	契約検査課 0439-80-1314	印刷	—
	流山市	管財課 04-7158-1111(代表)	第2庁舎建替工事(建築工事) 市道225号線道路補修工事	—
	富里市	財政課 0476-93-1111(代表)	外衣・下着類	—
	大網白里町	財政課 0475-70-0312	汚水管布設工事 防火水槽設置工事	—

お問い合わせ先  
 全国信用保証協会連合会 TEL.03-3271-7201

- ・ 中小企業投資育成株式会社の特例

お問い合わせ先  
 東京中小企業投資育成株式会社 TEL.03-5469-1811

■ 特許料が半額になります

【特許料、審査請求料の軽減措置】

モノ作り基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組まれている中小企業に対する特許料等を軽減します。

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた特定研究開発等計画の成果に係る発明の「審査請求料」と「登録料（第1年～第6年）」が半額軽減になります。

お問い合わせ先  
 中小企業庁経営支援部技術課 TEL.03-3501-1816  
 関東経済産業局特許室 TEL.048-600-0319

モノ作り基盤技術高度化のための環境整備を支援します

■ 発注企業との「出会いの場」づくりをお手伝いします

【川上・川下ネットワーク構築支援事業】

川上中小企業が持っている技術シーズと川下発注企業のニーズのマッチングを促進し、新たな販路の開拓や、共同研究開発に結びつけるための取り組みを支援します。

お問い合わせ先  
 中小企業庁経営支援部技術課 TEL.03-3501-1816

■ 高専等を活用して、技術者を育成します

【高専等活用中小企業人材育成事業】

【製造業中核人材育成事業】

お問い合わせ先  
 関東経済産業局地域経済部製造産業課 TEL.048-601-1200

■ 熟練技術者の技術の円滑な継承を支援します

【中小企業基盤技術継承支援事業】

お問い合わせ先  
 中小企業庁経営支援部技術課 TEL.03-3501-1816  
 NEDO機械システム技術開発部 TEL.044-520-5241

■ 知的財産の活用や問題解決のための身近な相談窓口を整備します

【中小企業知的財産啓蒙普及事業（知財駆け込み寺事業）】

お問い合わせ先  
 最寄りの商工会・商工会議所

■ 中小企業の製品の精度を客観的に証明する事業者を増やします

【中小企業への計量標準供給基盤強化事業】

お問い合わせ先  
 経済産業省産業技術環境局知的基盤課 TEL.03-3501-9279  
 中小企業庁経営支援部技術課 TEL.03-3501-1816

## モノ作りに取り組む中小企業を応援します

鋳造、鍛造、めっき等のモノ作り基盤技術を持つモノ作り中小企業の技術力の強化に向けた研究開発、人材育成、技術承継等の取り組みについて「中小ものづくり高度化法」で強力に支援します。

### モノ作り中小企業の将来ビジョンを示します

「中小ものづくり高度化法」に基づき、川下発注企業のニーズを踏まえた、中小企業が目指すべき技術開発の方向性を示します。

自動車、情報家電、ロボット、燃料電池など我が国を牽引する製造業の競争力は、鋳造、鍛造、めっき等中小企業を持つ基盤技術によって支えられています。

これを支援する「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が平成18年4月19日に成立しました。法律では今後目指す方向と将来ビジョンを技術高度化指針としてまとめ、その方向に沿って行う研究開発等を支援します。

**【特定基盤技術】** ①めっき②鋳造③金属プレス加工④鍛造⑤熱処理⑥切削加工⑦金型⑧動力伝達⑨位置決め⑩真空の維持⑪部材の結合⑫組込ソフトウェア⑬電子部品・デバイスの実装⑭織染加工⑮プラスチック成形加工⑯高機能化学合成⑰醗酵

**【法律のしくみ・ながれ】** 特定基盤技術の指定、技術高度化指針の策定〈将来ビジョン〉 ⇒ 研究開発計画の作成 ⇒ 研究開発計画の認定

### ■認定を受けた中小企業への支援

**【研究開発支援】** 認定を受けた中小企業と川下大企業等が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で重点支援

**【資金面の支援】** ①中小企業金融公庫の低利融資②中小業信用保険法の特例③特許料等の軽減

### モノ作り技術の研究開発を支援します

モノ作り基盤技術の高度化のため研究開発を行う中小企業は、「中小ものづくり高度化法」に基づき国が策定する「技術高度化指針」に沿って研究開発計画を作成して、経済産業省から認定を受けることができます。認定を受けた場合、研究開発の委託費、信用保険、低利融資、特許料の軽減等の支援を受けることができます。

**【計画の申請等のながれ】** 技術高度化指針〈国が策定〉 ⇒ 中小企業が研究開発計画を作成〈申請〉 ⇒ 経済産業省で計画を認定 ⇒ 研究開発への支援（委託費、融資、特許料軽減）

### ■モノ作り技術の研究開発資金を提供します

**【戦略的基盤技術高度化支援事業】**

モノ作り基盤技術の高度化に向けて、中小企業が川下発注企業、研究開発機関等と協力して行う研究開発を支援します。

中小企業は認定を受けた研究開発計画について、プロジェクトの公募に応募し、研究開発の支援を受けることができます。

### 問い合わせ先

中小企業庁経営支援部技術課 TEL.03-3501-1816

関東経済産業局地域経済部製造産業課 TEL.048-601-1200

中小企業基盤整備機構経営基盤支援部モノ作り基盤技術支援課 TEL.03-5470-1523

### ■モノ作り技術の研究開発資金について低利で融資が受けられます

**【中小企業金融公庫の低利融資】**

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受け、モノ作り基盤技術の高度化に向けた研究開発を行う中小企業は、中小企業金融公庫による低利融資を受けることができます。

### お問い合わせ先

中小企業金融公庫東京相談センター TEL.03-3270-1260

### 【その他の支援策】

- ・中小企業信用特例法の特例

組合Q&A

組合員の加入・脱退

中小企業等協同組合法第5条の基準及び原則には、協同組合は組合員の相互扶助を目的とする。の次に「組合員が任意に加入し、又は脱退することができる」と。が明記されている。以下これについて述べる。

加入

■加入の意義

組合への加入とは、組合設立の場合に、組合員資格を有するものが組合員となることをいうのである。組合員資格を有する者が組合員となることをいう。

加入は、組合と組合に加入しようとする者との間で結ばれる契約であり、加入しようとする者の加入の意思表示（申し込み）とこれに対する組合の承諾によって成立する。

■加入の自由

組合員資格を有する者が組合に任意に加入し、組合員が任意に脱退することができるとする「加

入・脱退の自由」は、協同組合法の基本原則とされている。すなわち協同組合においては、相互扶助の精神を基調とする人的結合体である結果として、来る者は拒まず、去る者は追わずの門戸開放・機会均等の趣旨がとられている。

したがって、組合員資格を有する者の加入は、その者に加入の意思がある限り、原則として組合はこれを拒み得ないし、また加入の意思がないのに強制的に加入させられることもない。

しかし、協同組合が相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う一つの事業体である以上、その事業を円滑に実施し、これを効果的に遂行していくためには、組合の趣旨に賛同し、組合運営に積極的に関与・参画し、組合事業を熱心にバックアップしてくれる人々を構成員とする必要がある。同士相寄り、同気相求めるところにこそ、組合は成立するのである。したがって、加入にあたっては、組合の運営を考えて「正当な理由」のある場合に限り加入を拒否することが許されると考えられている。

■加入の手続き

加入は、既に述べたように、組

合と組合員資格を有する者との間で結ばれる契約であるから、加入しようとする加入の申し込みと、これに対する組合の承諾があれば成立する。

▼申し込み

加入の申し込みには、「加入申込書」を組合に提出させることにより行う。原始加入の場合はそれだけでよいが、譲渡加入の場合には、あらかじめ譲渡組合員から「持分譲渡承諾書」も提出させることになる。さらに、相続加入の場合には、死亡した組合員の持分を相続した旨を「相続による加入申込書」に記載のうえ申し込みことになる。

▼承諾

組合の与える加入の承諾は、理事会の議決をもってたりる。ただし、協業組合の場合は総会の特別議決による承諾が必要。

脱退

■脱退の意義

脱退とは、組合の存続中に特定の組合員が組合という団体を脱し、その組合員としての地位を失うことをいう。組合は組合員の人的結合体であるが、組合の構成員とし

て不適格となったり、組合にとどまることを欲しないようになれば、法律の規定により当然に、あるいはその組合員の自由意志によって組合を脱退することができる。

■自由脱退

自由脱退とは、組合員が相互扶助の精神を失い、あるいは、共同して事業を行う必要性がなくなり、組合との契約を解除することで、組合員の意思表示のみによって脱退することができる。組合の承諾を必要としない。脱退の時期は、事業年度の終わりである。脱退の時期を年度末としたのは、随時脱退を認めると、脱退に伴う持分の払戻しによって組合財産が減少し、その年度における組合の事業計画の遂行に支障を来し、また共同施設の処分等を余儀なくされ、ひいては他の組合員にはもちろん、第三者の保護にも欠けることになるからである。

▼自由脱退の予告義務

組合員が脱退しようとするときには、その旨を組合に予告しなければならぬ。その予告すべき期限は事業年度末日の90日前までである。したがって、この期間後に予告した組合員は、次の事業年度

末日でなければ脱退することができない。

組合員は、脱退の予告をしても、事業年度終了日までは、組合員たる地位を失っていないから、組合はその組合員に対してもその年度内に開かれる総会については、総会招集の通知を発し、また、共同事業を利用させる等、他の組合員と同じように扱うことが必要であり、また、その組合員は他の組合員と同様に議決権を行使し、経費を負担する等の権利義務もある。この予告期間は短縮できないが、定款で1年以内を限度として延長することはできる。

## ■ 法定脱退

組合員の意思のいかんにかかわらず、法定された事由に該当するに至ったときは、組合員は法律の規定によって直ちに組合員たる資格を失い、組合から脱退することになる。したがって、その事実の発生した時点において組合員は当然脱退するのであって、自由脱退のように事業年度末に脱退するのと相違している。

## ▼ 組合員たる資格の喪失

組合は、組合員としての資格を持つてゐる者のみに加入を認めて

いる団体であるため、組合員が法律又は定款で定められた資格要件を失ったときは、当然組合を脱退することになる。例えば、組合員が転業又は資格事業を全部廃止したときである。組合員たる個人事業者が法人成りしたとき、あるいは、破産したときもこれに該当する。なお、組合員資格事業にかかるとする事業所の全部を地区外に移した場合にも資格の喪失になる。

## ▼ 死亡又は解散

自然人たる組合員が死亡したときは組合員不在となるので、当然に脱退する。脱退の効力が発生するのは死亡した日であり、組合において処理した日ではない。なお、民法上のいわゆる失踪宣言を受けた者も、法定脱退となる。

組合員が法人である場合には、その解散（破産による解散を含む。）が脱退の事由となり、当然に脱退する。

## ■ 除名

除名とは、組合員の意思のいかんにかかわらず、組合において一方的に組合契約を解除し、その組合員たる地位を剥奪することである。もし組合員が組合員としての義務を果たさず、あるいは組合員が組合

の存立に重要な影響を与える行為を行なったときは、組合はこれらの組合員を除名することができるとして、除名はその組合員にとつては極めて重要な問題であるし、また、一部の者の専制のために利用されることを防止するため、次のような除名原因、手続きを定めている。すなわち、①長期間にわたつて組合の施設（事業）を利用しない組合員、②出資の払込み、経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員又は企業組合で、総会の承認を得ないで、企業組合の行なう事業の部類に属する事業を行なつた特定組合員、③その他定款で定める事由に該当する組合員を除名することができる。

定款で定める事由とは、例えば、組合の存立に重要な影響を与えるような場合、すなわち、組合事業の不正利用、組合運営の妨害、犯罪その他組合の信用を失墜させる行為など具体的に掲げることが必要である。

除名は、総会において、特別議決により決定しなければならない。

しかも、組合は事前に（総会の会日の10日前までに）除名しようとする組合員に対して除名理由及

び総会において弁明すべき旨を通知することが必要である。この手続を怠ると決議取消の訴えの原因となり、理事には罰則が適用される。除名による脱退は、除名事由の発生によつて生じるのではなく、総会の議決があつたときに脱退することになる。しかし、除名の効力はそれによつて生じるが除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することはできない。

## ■ 公正取引委員会の排除措置

組合員は小規模な事業者でなければならぬが、小規模であるか否かの判断は、公正取引委員会の審決を待たなければならぬ。

## ▼ 脱退者の持分の払戻

脱退した組合員の持分は、その脱退した事業年度の終わりにおける確定した組合財産によつて算定され、持戻請求権は、持分の算定後に行使されることになる。

## ■ 詳細は本会へ。

### □ 指導相談室

TEL 0 4 3 ・ 2 4 2 ・ 3 2 7 7

### □ 銚子支所

TEL 0 4 7 9 ・ 2 4 ・ 1 5 7 0

### □ 松戸支所

TEL 0 4 7 ・ 3 6 8 ・ 3 9 9 2

# 「インサルト」の目

## ES「従業員満足」〈エンプロイー・サティスファクション〉 破綻企業にならないために

### 今何故ES（従業員満足）か

かつて高度成長期の後、盛んにCS【顧客満足（カスタマー・サティスファクション）】が叫ばれたが、それには特殊な時代背景があった。第二次世界大戦で耐乏生活を強いられていた日本人が初めて豊かな所得を手にし、乾いた砂に水がしみとおるように新製品を受け容れていったものだから、企業は「顧客のニーズに応じる」という大切な理念を忘れてしまった。「市場は創り出すものである。便利で機能に優れた製品ならば客の方から飛びついてくる。」と思うようになり、企業の都合だけで創られた商品が市場に氾濫した。しかし、オイル・ショックと円高の時代を経て、こうした顧客無視の企業は次々と姿を消していった。そうした反省の中から「顧客が望む商品に必要な量だけ作るべきである。」という、顧客を出発点

に置いた考え方への転換が為されたのである。

そして今は生産要素（資本と労働）に目が向けられ、IS【投資家満足（インベスターズ・サティスファクション）】、ES【従業員満足（エンプロイー・サティスファクション）】ということが言われ始めている。「資金は銀行から好きな時に借りられる、人も職安で世話して貰える。」というように、これまで日本の企業は豊富な資金と労働力に恵まれてきた。しかしそれは、高度成長期の日本が無限の購買力を前提としていたように、日本人の高い貯蓄率と豊富な労働力人口、そして高い勤労意欲が前提にあったことを忘れてはならない。

「日本人の勤勉さ」は  
未来永劫ではない。

高い勤労意欲と貯蓄率は日本人の労働観と無縁ではない。戦中生

まれの筆者は典型的な日本人と自負しているが、「出来れば死ぬまで仕事を続けたい」と願っている。広義の「仕事」が「男の生き甲斐」であり、遊び方を知らないと言われればそれも真実かもしれないが、少なくとも、働くことに「生活の手段」以上のものを感じている。「社会奉仕」と言えないことも無いが、「他人の為にやっている」という意識ではなく、自分独りでもそうせざるを得ない何かがある。「永遠に尽きない求道の思想」とでも言うべきか、我々の世代はそうした思想が自然であり、当然であると思っているが、世界的にみるとそうではないようである。定年後の理想的な生活について聞いたところ、日本人の八五％は「仕事を続けたい」と答えているのに対し、米国では八五％が「仕事から解放されたい」と願っている。「生活を愉しむための消費は美德とされ、労働はそのため

の手段に過ぎない。」と彼らは考えている。私見であるが、欧米人には労働蔑視の思想があり、どうやらそれはかつての奴隷制度から来ているように思われてならない。「労働は奴隷のすること、奴隷のような格好さえしたくない。」という感覚が染み付いているのである。それが企業社会においても階級を生み、ホワイト・カラーとブルー・カラーの対立を生んでいる。しかし、技能や技術は労働の中で養われ、昇華されて芸の域に達する。日本には、放っておいてもそうした名人を数多く輩出する風土があった。しかしバブル後の長い不況の期間、企業はリストラの名の下に豊富な経験を有する多くの人材を切り棄て、人の採用を手控えてきた結果、「働き甲斐に不可欠な技能や技術」の伝承に陰りをきたす恐れが出てきた。これからは意識的に伝承を図っていかないと、日本人のお家

# 視 点

芸である技能や技術とともに、勤  
勉さまでも途絶えてしまう時代に  
なったのである。

## 女性が変われば男性も変わる

明治以来、女性は経済成長を支  
える陰の存在であった。多子若年  
化時代にあつて、家庭内で子育て  
をし、親の面倒を見る存在がどう  
しても必要であつた。そのため、若  
くして嫁ぎ、家庭を守り子供を一  
人前に育てる良妻賢母型の女子教  
育が理想とされた。それには、男  
が家族の生活を全面的に支えるこ  
とが前提だつた。こうして「男は  
外で女は家で」の分業の意識が企  
業社会においても定着した。とこ  
ろが少子化時代に入つてこの図式  
は一変した。息子のいない家庭で  
は娘に期待される役割は男と変わ  
らなくなった。男女平等の高等教  
育が与えられ、男と変わりなく社  
会的役割を担える人材が数多く輩  
出した。当然のことながら働く女  
性ほど男性と同じ待遇を主張する。  
家庭に入つても電化製品の発達で  
家事労働に特別な技術を必要とし  
なくなつた。また、より高度の自  
己実現と生活レベルの向上を求め  
る若者にとつて、結婚さえさほど

重要では無くなつた。少なくとも  
生活のために結婚する必要は無く  
なつたのである。妊娠が仕事の障  
害になつて婚期を遅らせたり、結  
婚しても子供を生むのを遅らせる  
ようになつて少子化が更に進んだ。  
子育てということに關しても、子  
供が女性の腹の中から生まれると  
いうことだけで女性を家庭内に押

	C S	E S
対象	製品(下流)	生産要素(上流)
背景	商品市場の飽和	年功人事/賃金制度の崩壊
原因	プッシュ型大量生産の行き詰まり	女性の社会進出・少子化・生活の多様化
対応	プル型生産への顧客ニーズの発掘・ウォンツの発掘	少子共稼ぎ家庭を前提とした、柔軟な雇用・就業形態

し込めること自体無理がある。家  
庭の中では夫婦間で何らかの協業  
が為されている。それを企業の論  
理だけで良妻賢母型の価値観を押

し付けるならば、「仕事と家庭の両  
立」は出来なくなり、企業にとつて  
は人材を逃がすことになる。現代  
は多様なニーズに応じられるよう  
法体系が整えられつつあるので、  
従業員の仕事に対する情熱を損な  
わないよう、従業員の個別の事情  
に応じられる幾通りもの勤務形態  
を用意するなど、柔軟な制度運用  
をしていくことが求められる。

## もっと活用してよい 「ワークシェアリング」

「非正規従業員の三分の二は正  
社員になることを望んでいる。」  
という調査結果が出ています。パ  
ート・タイマーは、単に「時間を限  
定した短時間労働」という約束事  
の上で成立する就業形態であり、  
「仕事に働き甲斐を求める気持は  
変わりない」と見るべきであろう。  
「請負化」や「グループ・リーダー  
制」など、適切な組織化を図り、  
責任・権限を明確にすることで、フ  
ルタイムの正規従業員に劣らない  
成果を出すことが可能である。ま  
た、心ある企業はヤル気のあるア  
ルバイトを正社員に登用する途を  
設けている。興味深い事例がある。  
二世代も違う嘱託の高齢者と若い

正社員を組み合わせたチーム編成  
で仕事をさせたところ、予想外の  
副産物が得られたというのである。  
若者は核家族家庭内の断絶から人  
生に悩み、仕事への取組み方が分  
からない。仕事に生き甲斐を見出  
している高齢者と接することで、  
技術の伝承と共に人間教育の場  
なるというわけである。高齢者が  
仕事に取り組む姿勢をみて、「生  
活の手段」と考えていた若者の労  
働観が一変するのである。また、  
或るスーパー・マーケットでは、  
夜間専門のパート・タイマー・グ  
ループを編成し、日替わりの「夜  
間店長制」を導入して品揃えや陳  
列の権限を付与したところ、新た  
な深夜需要と商圏の発掘に成功し  
た。また或る複合材料の部品メー  
カーでは、全ての作業を難易度別  
に三段階に分類し、誰でも出来る  
難易度の低い仕事を午前・午後の  
二交代制でパート従業員に受け持  
たせることで、正社員の半分の人  
件費コストを実現した。若者にせ  
よ女性にせよ、職場に働き甲斐を  
見出せるように仕向けることが出  
来るか否かが、今後ES破綻企業  
にならないための鍵となる。

(中小企業診断士 新井将平)

## 千葉県の短期運転資金融資のご案内

(千葉県商工労働部経営支援課)

千葉県では、一時的な資金需要に応えるために、短期運転資金の融資を行なっています。

### ■ご利用いただける方

1年以上引き続いて同一事業を営む県内の中小企業者又は組合が対象となります。

### ■融資対象となる業種

下記の業種を営む方以外であれば、申し込みできます。

→ 農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）等、信用保証協会の保証対象外業種

### ■融資条件

融資条件は次のとおりです。

\*本融資はすべて千葉県信用保証協会の保証を付することとなっております。

- ・資金用途：運転資金に限る
- ・融資限度額：1 中小企業者 1,200万円以内  
1 組合 1,800万円以内（ただし組合転貸の場合は、希望組合員数×1,200万円）
- ・融資利率：年1.5%
- ・融資期間：6か月以内（ただし、一括償還の場合は5か月以内）
- ・返済方法：割賦償還又は一括償還
- ・連帯保証人：金融機関及び信用保証協会の審査によります
- ・保証料率：年2.15%以内で融資ごとに信用保証協会が定めます  
なお、有担保の場合など一定の条件を満たす場合については、料率の割引制度の適用があります

\*本年度は、すでに借りている短期運転資金を返すための資金も対象となります。

（借り換えを利用できるのは1回のみです。）

### ■取り扱い金融機関

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、商工組合中央金庫

〔信用金庫〕千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原

〔信用組合〕房総、銚子商工、君津

\*破綻金融機関から事業譲渡を受けた、東京スター銀行、東京東信用金庫、横浜商銀信用組合、ハナ信用組合は、破綻金融機関と金融取引があった中小企業者に限り、当分の間融資申込を受付けることができます。

### ■申込又は制度の詳細について

上記取り扱い金融機関又は本会連携支援部 TEL. 043-242-3277

## 千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会

理事 倉林 喜一郎



### 【資源リサイクル協連の沿革】

千葉県資源リサイクル事業（協連）は平成5年11月に、県内市町村にある12の資源組合が団結して、再資源化リサイクルの受皿体制として、我が国としてはいち早く連合会体制を確立し発足した。当時連合会の設立に参画したのが倉林喜一郎氏で、初代会長になった。また、倉林さんはこれと前後して、県内の青年部の結成にも尽力し、そのリーダーシップを買われて青年部長にもなっている。

### 【松戸市再生資源事業（協）の概要と倉林さんの横顔】

松戸市再生資源事業（協）は長年千葉県再生資源商業（協）の松戸支部として活動してきたが、松戸市の人口急増に伴い、ゴミの増量に処理施設が追いつかず、市当局がゴミ減量化対策としてリサイクル再資源化を進めるために、町会の集団回収事業や

市営のリサイクル処理場の開設をするのに併せて昭和53年4月に法人化された。以来松戸市から有価物の選別業務を受託。昭和63年には県の制度融資を受けて松飛台工業団地内に独立事務所を構えた。

倉林さんは組合の理事、副理事長を歴任し、平成3年に理事長に就任すると、共同事業の効率化を進め、古紙のプレス減量設備を導入。平成6年には松戸市から故紙処理業務の受注を成約させた。

こうした功績は県外からも高く評価され、平成14年から今年まで日本再生資源事業協同組合連合会の会長を務め、業界の自主認定制度を設けて「リサイクル証明書」の普及など資



岩間事務局長（左）と倉林理事長（右）

### ■千葉県資源リサイクル事業（協連）

所在地	千葉市中央区富士見2-22-6 富士ビル5F-A
代表者	大塚 勝彦
会員数	15名（出資金290万円）

### ■松戸市再生資源事業（協）

所在地	松戸市松飛台286-13
代表者	倉林喜一郎
会員数	13名（出資金3600万円）

源循環型社会の確立に努力してきた。

倉林さんは昭和15年東京の深川生まれの神田育ち。お父さんは戦死され、お母さんの女手一つで育てられた。大学の法学部を卒業して、不動産会社で契約事務を担当するサラリーマンであったが、どうも宮使いが性に合わず、一念発起して当時景気の良かった紙問屋に見習奉公の後独立。その当時はまだ地球環境問題とかりサイクルという言葉もなく、「もっぱら再生利用の目的となる古紙、屑鉄、空き瓶、古繊維」を扱う再資源業に対する偏見も残っていたのか、親戚の人に「お袋さんもおまをクズヤにするために苦労して大学までやったのではない」と云われたこともあったそうだ。昭和52年にトラック1台で松戸に事業所を構えてスタート。現在は車10台の体制と、順調に業績を伸ばしてきた。

趣味などをお伺いしたところ、学

生時代は山歩きなどもしたが、今は何しろ、毎日毎日が仕事で、町会との関係で、従業員が出られないときは日曜出勤もよくあるそうで、たまに出張で海外や地方に出るときぐらいいが息抜きになるのかな、ということでした。

今後の抱負は、千葉、関東、日本の各連合会の会長を後進に譲ったので、体力に余裕のあるうちに、地元松戸のためにもう一踏ん張りしたいとのこと。いつも仕事のこと、業界のことが頭から離れない倉林さん。このような仕事一途、粉骨碎身の貢献が認められ、これまでに千葉県知事や中小企業庁長官等、多くの表彰を受けている。

ご家族は娘さんの1人は既に嫁いで、現在は奥様と、銀行に勤めているお嬢様、後継者のご長男の4人で松戸市に在住。



▲組合事務所



活路開拓調査事業で福島県を視察（平成11年）▶

情報連絡員報告を中心とした  
県内の中小企業動向  
&トピックス・10月

■味噌製造 【県下全域】

出荷は増加したが、年末に向けて仕込み量がふえたため、その分在庫が多くなった。

■製材 【県下全域】

木材業界は外材を原料とした素材、製品とも価格高騰が続いており、代替を模索する動きが出ている。先に林野庁が発表した木材自給率は前年比1・6ポイント上昇し7年ぶりの20%台に回復しており、このまま18年度も推移してもらいたいものである。

■生コン製造 【県下全域】

前月比、前年同月比ともに上昇した。ただし、4～9月トータルではほぼ前年並み。若干数量増の推移を感じられるが地域格差は大きい。又、収益面での上昇が若干見られるが不十分である。

■電気鍍金 【県下全域】

景況はかなり好転してきている。ただし年末には幾分落ち込みが懸念の材料がある。

■鉄工 【千葉】

前年比では、操業度が上昇し、

また、従業員数が増加した企業が多くなっている

■建築材料卸売 【県下全域】

悪化してはいないが、好転の気配感じられない。千葉北部・西部地区は活況を呈しているが、その他の地区は停滞しているため、総じて横ばいである。

出荷は、当初予定よりは若干上回っているが、前年より減少傾向にある。在庫は計画生産しているため、販売が計画より多い分減っている。

生産は各社予定外故障が相次ぎ荷繰りに支障が出ている。原燃料及び輸送費のコストアップを吸収できるほど値上げが進んでいないため引き続きセメント価格アップ交渉が続いている。

一方、中小取引先の倒産・廃業が続き、年末にかけての懸念要素となっている。

■自動車解体 【県下全域】

新車販売、特に軽自動車を除く登録車の販売が極めて低調。そのために使用済自動車の発生が非常に少ない。また、中古パーツの流通も若干停滞気味との声が聞こえてくる。相変わらず、鉄、非鉄市況とも高値で推移しており、その面では解体業の経営に好影響を与えているは

ずだが、総じて業界内の空気は重い。

10月は、国を挙げてのリサイクル月間で、自動車解体業界も全国活動を行った。経済産業省は、自動車リサイクル推進キャンペーンのために、ユーザーにリサイクルパーツの使用促進を呼びかけるパンフレットを製作した。解体業界は、この国が

作ってくれたパンフレットを各地でユーザーに配布する活動を一っせいにいった。

■食肉卸売 【県下全域】

処理量増加で設備操業度が上昇した。利益も前月比より好転した。

■小売 【柏】

気温の低下とともに、秋冬物の衣料品の動きが良くなってきた。11月にららぽーと柏の葉がオープンする。

■電気機器小売 【県下全域】

薄型テレビの荷動きが鈍化した。安全性が業界の大きなテーマになり、組合での組織的対応の動きが出てきた。

■小売 【佐倉】

売上対前年比95・5%客数94・3%  
売上対前月比103・2%客数101・1%

■中古車販売 【県下全域】  
相場は弱含み必至の情勢で、複雑な観測などが交錯して輸出絡みで横ばいに近い状態である。

■小売 【東金】  
相変わらず弱含みの消費傾向であり、小売は売上減少気味で全般的に耐える月であった。気候もあたたかく、秋がなくなり一気

に冬になるのでは？と心配です。しかし、今年は暖冬との情報もあり重衣料は期待できそうにない。

■小売 【野田】

秋物衣料の売上が伸びなかった。「中日ドラゴンズ」にあやかっただセールを実施したが、昨年の「ロッテ」程の盛り上がりはなかった。

■農業機械販売整備 【県下全域】  
本年4月に「今後5年間で食糧供給コストを2割縮減する」との数値目標を掲げ、そのアクションプログラムが先月まとまった。内容は、低価格の農機の供給、型式仕様の集約化、中古農機の採用、農機の耐用年数対策である。

■建設 【野田】  
当連合会加入組合員の官公庁(国、県、市町村)からの受注は88億3500万円であった。前月比では、6億9600万円の増加であったが、前年同月比では△10億600万円と7ヶ月続けての減少となった。

■貨物運送 【野田】  
軽油の価格は落ちつき、少々下げ気味になってきているが依然リース料による圧迫は厳しいものがある。荷主からは、ここに来てまだまだ値下げを要求される

ことがある。

制によるコストアップの恐れがある。

■小売・サービス 【習志野】  
横ばいである。

■小売・サービス 【銚子】  
相変わらず悪い。

■建設揚重 【県下全域】

操業度は上昇傾向である。

■自動車一般整備 【県下全域】  
組合員が昨年度初めて減少に転じ、その傾向が続いている。主な原因は倒産、後継者難、転廃業であった。

■ソフトウエア 【千葉】

大企業の業績が過去最高と騒がれる中、中小企業はその実感が、あまり感じられない。

■建設 【県下全域】

当連合会加入組合員の官公庁(国、県、市町村)からの受注は88億3500万円であった。前月比では、6億9600万円の増加であったが、前年同月比では△10億600万円と7ヶ月続けての減少となった。

# お知らせ

## 65歳までの雇用確保措置を

本誌でも、再三にわたりお知らせしておりますが、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、本年4月1日から「65歳までの高齢者雇用確保措置」、具体的に①定年の引き上げ②継続雇用制度の導入③定年の定め廃止の何れかの措置を導入し、年金支給開始年齢（男性の年金開始年齢に合わせ男女同一年齢）まで安定した雇用を確保することが事業主に義務付けられております。

本会が今年7月1日時点で実施した「中小企業労働事情実態調査」（県内1300中小企業事業所のうち回答事業所450）の速報結果によると「65歳までの高齢者継続雇用確保措置への対応状況」の問いについて①「継続雇用制度を導入した」が57・4%②「対応していない」が27・0%③「62歳以上の定年に引き上げた」が8・3%④「定年の定めを廃止した」が7・3%の順になっている。

このように対応していない事業所が27・0%あり、さらに有効回答率が34・6%とかなり低かったことを考えると、まだまだ中小企業においてはその対応が遅れているのではないかと考えられ、今後

高齢者雇用確保措置の導入が急務であるといえます。

本会では高齢者の継続雇用を支援するための個別相談等様々な事業を実施しております。お気軽にご相談下さい。

詳細については本会連携支援部  
TEL 043・242・3277

## 男女雇用機会均等法が変わります

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の拡大、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止等を定めた「改正男女雇用機会均等法」が来年4月1日からスタートします。そのポイントは次のとおり。

▼性別による差別禁止の範囲の拡大①男性に対する差別も禁止されます②禁止される差別が追加、明確化されます③間接差別が禁止されます

▼妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止①妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取り扱いも禁止されます②妊娠中や産後1年以内に解雇された

場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他省令で定める理由による解雇できないことを証明しない限り、解雇は無効となります

▼セクシャルハラスメント対策男性に対するセクシャルハラスメントも含めた対策を講ずることが義務となりますそのほか母性健康管理措置、ボジティブ・アクションの推進、資料の創設などが盛り込まれました。詳細については

千葉労働局雇用均等室  
TEL 043・221・2307

## 工業統計調査にご協力

経済産業省では、毎年12月31日現在で「工業統計調査」を県、市町村を通じて実施しています。

これらは、製造業を営む事業所を対象に工業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、行政が行う産業振興政策など各種施策を決める基礎資料として広く利用されています。

調査をお願いする事業所には、今年も12月中旬から1月にかけて調査員が「調査員証」を携行してお伺いしますので、ご協力をお願いします。

## 飲酒運転の根絶に向けて

先月号でも「飲酒運転の根絶に向けて」経済産業大臣より協力依頼があったことお知らせしましたが、中央会といたしましても飲酒運転はもとより交通事故の根絶については、これまでも重点的に取り組んできております。

つきましては、年末年始にあたり、飲酒機会が増えるものと思われ、今一度、会員組合及び傘下組合員に対し、次の事項の周知徹底を重ねてお願い致します。

- 1・業務上車りよう等を運転する者は、酒気を帯びては絶対に車りよう等を運転してはならないこと、また、酒気を帯びた者に運転させてはならないこと。
- 2・酒気を帯びて運転するおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒を勧めてはならないこと。
- 3・「飲酒運転は絶対にしてはならない」という意識を再確認し、徹底すること。

## 表紙のメッセ【大多喜駅】

いすみ鉄道は旧国鉄木原線が第3セクターになった鉄道で、大原上総中野間26・8kmをワンマンのレールバスで1日15往復の運転をしている。名前の示すとおり、当初は内房の木更津と外房の大原を結ぶ計画であったが、開業以来赤字が続いていて、路線の存続も危ぶまれているようだ。

大多喜駅の駅舎は徳川家康に仕えた本多忠勝の城下町をイメージして作られた風格のあるもので、駅前のガス灯も風情がある。いすみ鉄道唯一の有人駅。

## 編集後記

from the editor

どんな思想でも、私たちが生きていくうえで役に立たなければ意味がありません。どんなに有用な情報を蓄えていても、それを臨機応変に活用できなければ、これまた同断です。

私たちは組合という組織お互いの経営資源を結集して更なる発展を目指しています。来年こそは良い年でありませうように。

E-mail:  
futatogawa@chokai-chiba.jp

**中央役員会・新春賀詞交換会**  
役員皆様方のご出席をお待ちしております。  
日時 1月19日(金) 15時〜  
場所 オークラ千葉ホテル